

第一 法權に對する束縛

(甲) 外國船に對する舊開港場間に於ける沿岸貿易權の許與

(乙) 外國人に對する不動産抵當權、地上權及永借地權附與の保證

(丙) 外國人永代借地權の確保

第二 稅權に對する束縛

(甲) 英獨佛三國よりの重要輸入品に對する片務的關稅協定の許與

(乙) 國定關稅率公布に當り六ヶ月間の猶豫を設くべきを約する等關稅行政權に對する片務的束縛

陸奧改正條約の有効期限滿了期たる明治四十四年を俟つて、外相小村(壽太郎)は、上記陸奧條約改正に於て其の目的を達し得なかつた相互對等原則に對する缺陷の矯正と、其の他我に不利なる規定を一掃することを期した。而して小村條約改正に於ては泰西諸國との間に飽く迄相互對等の原則の下に完全なる通商航海條約を締結するに在る以上、我に於ても多數の文明諸國が爲し居ると等しき程度に内地を開放すべきものなりとの見地の下に、明治四十三年外國人土地所有權法を公布した。此の點よりすれば再び井上・大隈條約改正方針に立戻つたのである。右小村條約改正の際には、陸奧條約改正と異り、舊條約滿期後本邦政府單獨の意思を以て廢棄し得べきものになつて居たから比較的簡單に其の目的を達した。小村外相は斷乎たる決心を以て一時無條約關係に陥るも止むを得ないと覺悟して、舊條約失效一ヶ年前即ち明治四十三年七月又は八月、陸奧諸條約に對し廢棄通告を爲した。之が爲めに條約交渉は迅速に行はれ舊條約失效前に概ね新條約締結せられ、然らざるものも暫定取極を調印するを得た。

小村條約改正により上記陸奧改正條約の缺陷として掲げた片務的沿岸貿易の許與及不動産抵當權等及國定稅率實施に對する帝國法制上の束縛等は、容易に之を解消せしめるを得た。又片務的關稅協定は全廢し、之に代へ英・佛・獨・

伊四國との間に互惠の形式の下に相互關稅協定を締結した。

第三節 永代借地權の解消

残るところの舊外國人居留地内永代借地權の處分に關する小村外相の方針は、明治二十三年青木條約改正案に則り之を土地所有權に更改すると共に、更に更改により永代借地權保有者の受くべき損害を補償すべしと云ふに在つた。即ち永代借地及建物に對し免除せられる租稅の年額より借地權者の現に納付する借地料を差引き、其の殘額を年五分の割合で元金にて還元する方法に依らうとした。而して免除せられる課稅の種目中には大體先方の申分を入れ、地租・土地家屋に對する地方稅・相續稅・登録稅・印紙稅・及永代借地より生ずる所得稅及其の附加稅を包含せしめようとした。而して右計算による補償金額は明治三十二年を基礎とすれば約三百萬圓、同年より明治四十二年に至る十一ヶ年平均を基礎とすれば約七百萬圓であつた。右小村外相の方針に對し英國政府に於ては解決の原則に付ては異議はなかつたが、右永代借地權者に附與すべき補償額に付ては本邦側の提議に同意せず、容易に妥協を見るに至らなかつた。蓋し明治三十八年家屋稅仲裁裁判決以後、永代借地權保有者が免除を受くべき租稅の範圍に付ては、彼等の間に益々意見の相違を生じたが爲めである。依て明治四十四年四月小村改正條約調印の際には條約本文中より永代借地權に關する規定を削除すると共に、本問題の解決は他日に期することとし、夫れ迄英國人の既得權は尊重することを約した。

小村條約改正後に於ても、政府は永代借地權を土地所有權に更改し、其の爲に生ずる永代借地權の受ける損害を補償するの主義により、關係國政府との間に交渉を續けたのであつたが、其の後本邦に於ける土地家屋に對する公課額借殊に地方稅の増加甚だしき結果、先方の補償要求額は益々増嵩し解決益々困難となつた。依て政府は外交上交渉中

の所以を以て關係地方廳に訓令し、永代借地に對する地方税の強制徴收をなすことを延期せしめ、之に代へ關係地方廳に對し右地方税の徴收不能より生ずる損害を國庫より補償するが如き窮態を續けた。其の後大正三・四年戰役の結果、政府は大正八年敵國私有財産管理令を公布し、獨・奥人の保有する永代借地權を換價處分に付し日本人の所有に移した。又大正十二年關東大震災の結果在橫濱外國人居留地の破壊を見た際、政府は地方廳に資金を貸與して外國人保有の永代借地を買收せしめる等の措置を採つた。大正十四年四月には懸案中の「外國人土地所有法」改正の上公布實施せられ、愈々其の沿革上より言ふも在本邦外國人に對し永代借地と云ふが如き特權を存續せしめるの必要なに至つた爲めに帝國政府の態度は次第に強化せられ、昭和十一年廣田内閣頃に至りては從來の態度を改め、關係地方廳が永代借地に對し地方税の納付を怠るものに對し強制徴收法を實行しても敢て之を阻止しない方針を採るに至つた。

茲に於て永代借地權保有外國人殊に最も利害關係を有する英國人の間に恐慌を起し、其の結果日英兩國政府間に外交渉再開せられ、終に昭和十二年三月二十五日佐藤（尙武）外相と在本邦英國公使クライヴ Sir Robert Cliveとの間に公文交換行はれ、英國人の保有する永代借地權は昭和十七年四月一日限り土地所有權に更改すべく、特に之が爲め日本政府は補償を支拂はないが、右昭和十七年四月一日迄の間に於ける爭議懸案中の各種租税を免除し、從來の不納者に對して強制徴收を執行しないこととし、又無料にて土地所有權に更改の登録を許すこととした。其後同年四月三十日迄の間に右日英間と同様交換公文の形式により、米・佛・瑞西・丁・伊・葡・蘭政府との間にも同種協定成立し、茲に安政條約以來屈辱的外國人居留地の殘滓たる永代借地權は解消することとなつた。當時殘存永代借地の總坪數約十四萬六千坪と稱せられた。實に此の間に七十九年の長き間在留外國人は不當な特權を占取し來たつたのである。

註1 昭和十二年外務省公表集第十六輯五—二一頁及三七—七五頁

第四節 外國人土地所有法の改正

上記の如く小村條約改正に於ては陸奧條約改正同様の方針を採用し、陸奧改正條約中より所謂相互對等の原則と扞格する一切の規定を解消せしめると共に、他面之が對價として一般泰西文明國が實行し居る程度に在留外國人を優遇する爲め、明治四十三年法律第五十一號を以て外國人土地所有權法を公布し、右實施期は條約改正の完了を俟つて別に勅令を以て定めることとした。然るに小村條約改正に於て、右外國人への土地所有權附與と最も密接の關係に在る永代借地權の處分が解決しなかつた爲め、同實施の勅令は其の儘公布せられなかつた。右は恰も舊民法が條約改正の爲め公布せられながら、國內的に種々の支障を生じ未實施に了つたと同一の運命に陥つたものと言ひ得る。其後大正三・四年戰役の結果、本邦は積極的に本邦臣民、貨物及船舶の海外に對する發展を對外通商政府の根本とするに至り、前記本邦に於ける外國人土地所有權法の實施も別の角度より考量せねばならなくなつた。即ち米國太平洋岸諸州・濠洲・支那等本邦人に對し土地所有權を附與して居ないもの、并に加奈陀・比律賓・蘭印等の如く現在之を許し居るも將來之を閉鎖をしようとするの形勢あるものに對し、之れに抗議又は牽制する立場上、本邦國內に於て外國人に對し最も自由な立法を採用し居るを適當とした。他面現行法上外國人及外國法人に地上權等殆ど土地所有權と等しきものを許しながら土地所有權のみを拒否することは實益上意味を爲さないものであつた。依て大正七年内田外相時代、戰後條約改正方針決定の爲め條約改正調査委員會設定せられ、以來外國人土地所有權法の改正實施に付再審議を加へることとなつた。其の結果前記の通り大正十四年法律第四十二號改正土地外國人所有法を公布し、之を同十五年十一月十日より實施したのである。從て右大正十四年の改正法に於ては、出來得る丈外國人に採り之れが適用を自由にする爲め、明治四十三年の外國人土地所有權法による相互主義は、特に勅令を以て定める場合の外之を實行するを要しな